

## 手話通訳・要約筆記の受験費用を助成します

### 《対象試験》

- ・手話通訳者全国统一試験
- ・全国统一要約筆記者認定試験

### 《対象者》 次の①～③すべてに該当する方

- ①市内に住所を有する方
- ②市の意思疎通支援登録者として活動が可能なる方
- ③受験費用について他の補助を受けていない方

### 《助成金額》

- ・試験の受験料
- ※試験終了後に申請してください。申請の際、受験票の写しと受験料の領収書の写しが必要です。
- ※試験結果は問いません。

☎社会福祉課 障害者福祉係 担当：金井  
☎・お太助フォン 42-5615 ☎ 42-2130

## ジェネリック医薬品 (後期高齢者医療制度)

### ！ ジェネリック医薬品

先発医薬品の特許期間の終了後に、先発医薬品と同じ主成分により製造された医薬品。効き目や安全性は先発医薬品と同様で、先発医薬品に比べ一般的に低価格。

医師から処方される薬には、先発医薬品とジェネリック医薬品(後発医薬品)があります。一定期間、特許に守られ販売される先発医薬品に対し、ジェネリック医薬品は一般的に低価格で、薬代の窓口負担軽減につながることが期待されます。ジェネリック医薬品の利用促進にご理解とご協力をお願いします。

ジェネリック医薬品のへの切り替えは、医師や薬剤師にご相談ください。

※7月に後期高齢者医療広域連合から送付された、後期高齢者医療被保険者証に同封の「後期高齢者医療制度のしおり」に【ジェネリック医薬品希望シール】がありますので、ご活用ください。

☎保険医療課 医療保険年金係 担当：桑田  
☎・お太助フォン 42-5619 ☎ 42-2130

## 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

広島法務局及び広島県人権擁護委員連合会では、夫・パートナーからの暴力やストーカーなど女性をめぐる様々な人権問題の解決を図るための相談活動を強化する取り組みを実施します。

期間中、全国一斉「女性の人権ホットライン」の電話回線を増設、相談時間を延長して女性の人権問題に対応します。

### 《実施期間》

11月12日(月)～18日(日)

### ■女性の人権ホットライン

☎0570-070-810

### 《受付時間》

8時30分～19時 ※土・日曜は10時～17時

☎人権多文化共生推進課 人権多文化共生推進係 担当：倉田  
☎・お太助フォン 42-5630 ☎ 47-1206

## 軽度・中等度難聴の児童に補聴器購入費用の一部を支給します

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴の児童に対して、補聴器購入費用の一部を支給しています。※購入前に申請が必要です。

### 《対象》 以下の①～③すべてに該当する方

- ①市内に居住している18歳未満の方
  - ②両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満の方
  - ③聴覚障害による身体障害者手帳交付対象でない方
- ※世帯の中に市民税所得割額46万円以上の方がいる場合は、対象外になります。

※両耳の聴力レベルが70デシベル以上の方は障害者手帳の交付対象になります。

### 《補助金額》

購入金額と基準額を比較して、少ない金額の2/3。(100円未満切り捨て)

### 《補助対象》

補聴器の購入、または更新するための費用。

※補聴器装用効果の高い側への片側装用を原則とします。

※修理は対象外です。

☎社会福祉課 障害者福祉係 担当：日野  
☎・お太助フォン 42-5615 ☎ 42-2130

制度に関するお知らせ

## 行政情報

### 新規事業

## 冬季等お太助ハウス利用助成事業が始まります

### ！ お太助ハウス

積雪等によって、自宅での生活が困難となるおそれのある高齢者等が安心して生活できる場として一時的に入居できる施設

安芸高田市冬季等お太助ハウス利用助成事業を実施します。この事業は、毎年12月1日から翌年3月31日までの任意の期間、お太助ハウスに入居された場合に入居世帯の所得状況により利用料金の一部を補助します。積雪以外の自然災害等で住居が被災した場合も、審査の結果認められた場合前述の期間に関わらずお太助ハウスに入居することができます。

### 《対象》

お太助ハウス入居申込日の時点で、市内に6か月以上住所を有する65歳以上の方及びその世帯員(同一地番に住所を有する方は同一世帯員とみなします)等。

### 《利用可能施設(お太助ハウス)及び申込先》

## 人権擁護委員

7月1日付けで安芸高田市における人権擁護委員が法務大臣より次のとおり委嘱されました。

- ・毛利 宣生 [再任] ・中土居 博臣 [再任]
- ・土肥元 康成 [再任] ・宮本 早苗 [新任]
- ・堀川 由紀子 [新任] ・河野 敦子 [新任]
- ・岡崎 豊 [新任]

(任期中の方を含めると安芸高田市の人権擁護委員は全14名です)

### ！ 人権擁護委員

日常生活に埋もれている人権問題をすくい上げるために市町村長の推薦を受け、法務大臣から委嘱される民間ボランティア。さまざまな経歴を持った人権擁護委員が、地域の方々から人権相談を受けたり、人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。人権侵害の申告等があった場合は事案に応じて、法務局の職員と協力し被害者の救済のため最善の方法を一緒に考えます。

### 《人権問題相談窓口》 ※相談無料、秘密厳守

#### ■常設相談所

- ・広島法務局三次支局(三次市三次町1074番地)
- 【開設時間】月～金曜(祝日、年末年始除く)  
8時30分～17時15分

- ・神楽門前湯治村 ☎54-0888
- ・たかみや湯の森 ☎59-0059
- ・エコミュージアム川根 ☎58-0001

《受付開始》11月1日(木) ※要事前申込

区分	利用料金 1日1人 4,000円				
	1室1人利用		1室2人目以降		
	利用者負担	補助金額	利用者負担	補助金額	
一般	1,150円	2,850円			
市民税非課税世帯	合計所得金額と課税 年金収入額の合計が 年額80万円以下の方	420円	3,580円	0円	4,000円
	高齢福祉年金を受給 している方	320円	3,680円		
生活保護受給世帯	生活保護を受給している方、及び境界層の方	320円	3,680円		

《利用料金区分》※食費は別途ご負担ください。

☎健康長寿課 高齢者生活支援係 担当：蠟田  
☎・お太助フォン 47-1281 ☎ 47-1282

#### ■電話相談

- ①人権に関わる問題  
みんなの人権110番 ☎0570-003-110
- ②DV、セクハラなどの女性の人権  
女性の人権ホットライン ☎0570-070-810
- ③いじめ、虐待などの子どもの人権  
子どもの人権110番 ☎0120-007-110  
【開設時間】月～金曜(祝日、年末年始除く)  
8時30分～17時15分  
(②③は、上記時間以外留守番電話)

- ④外国語による人権相談  
外国語人権相談ダイヤル ☎0570-090-911  
【開設時間】月～金曜(祝日、年末年始除く)  
9時～17時  
対応言語：英語・中国語・韓国語・フィリピン語・ポルトガル語・ベトナム語

#### ■インターネット相談

インターネット人権相談受付窓口  
http://www.jinken.go.jp/



☎人権多文化共生推進課 人権多文化共生推進係 担当：倉田  
☎・お太助フォン 42-5630 ☎ 47-1206